

第32回 農業委員会総会議事録

令和5年2月24日開会

中標津町農業委員会

令和5年2月24日、第32回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番 二 瓶 裕 貴
2 番 横 田 千 秋
3 番 一 欠 員 一
4 番 長谷川 孝 二
5 番 田 中 洋 希
6 番 竹 村 聡
7 番 武 田 健 治
9 番 瀧 本 和 男
1 1 番 和 泉 光 広
1 2 番 後藤田 宏 幸
1 3 番 高 橋 正 一
1 4 番 赤波江 信 二
1 5 番 小 林 亨
1 6 番 中 村 正 生
1 7 番 笠 原 康 博
1 8 番 本 田 信 幸

本日欠席した委員

8 番 田 中 世 一
1 0 番 須 崎 智

附議した案件

- (イ) 議案第175号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第176号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第177号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第178号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について

本日出席した職員

事 務 局 長 杉 山 隆
庶 務 係 長 葛 西 利 光
農 地 係 長 吉 田 佳 弘
係 齋 藤 光 代

(開 会 1 3 時 3 0 分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、15名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

ただ今から、第32回中標津町農業委員会総会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

17番、笠原 康博 委員。

1番、二瓶 裕貴 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 1月30日の総会以降につきましては、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第175号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第175号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積46,856㎡、利用状況、農業用施設用地、他1筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は3ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。
令和5年2月9日、第2地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について、地区推進班から説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第175号(2)について説明いたします。4ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、農地・採草放牧地以外、面積 77,235 m²内 10,256 m²、利用状況、山林。3、申請の理由。砂利採取認可申請のため。4、見取図は5ページのとおりです。

本案件につきましては、砂利採取法に基づく、砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。当該地は、農業振興地域内の農用地区域外となっており、公簿が山林であり、現況も山林であることから、現況非農地の証明が必要なものがあります。令和5年2月9日、第3地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第176号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)(2)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第176号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(1)(2)について説明いたします。7ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町字〇〇〇〇線西〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番地〇、公簿、原野、現況、畑、面積 8,714 m²、利用目的、牧草畑、他 24 筆、計 402,883 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農地所有適格法人に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、賃貸借の設定。5、期間、令和5年3月1日から令和8年2月28日まで。6、価格。年 1,355,000 円。7、資金調達法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地、計 1,787,202.75 m²、家畜、牛 971 頭。9、見取図は、9ページのとおりです。
なお、(2)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。
10ページをお開きください。
(2)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇番地〇、公簿、畑、現況、畑、面積 70,932 m²内 54,900 m²、利用目的、牧草畑、他 3 筆、計 57,649.82 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、賃貸借の設定。5、期間、令和 5 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで。6、価格。年 207,000 円。7、資金調達法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3 人、農従者、3 人、経営地、計 715,446 m²、家畜、牛 293 頭。9、見取図は、11 ページのとおりです。

この 2 件につきましては、当事者の申し出により、所有農地を相対で近隣農家に賃貸借の設定するものであります。別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第 176 号(3)について説明いたします。12 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇 〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 50,947 m²、利用目的、牧草畑、他 13 筆、計 517,789 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。使用貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 2 月 27 日から令和 14 年 12 月 31 日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4 人、農従者、4 人、経営地、計 788,129 m²、家畜、牛 149 頭。7、見取図は 14 ページのとおりです。この案件につきましては、経営移譲のため、後継者に使用貸借するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第177号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第177号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。議案の16ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積30,111㎡内13,750㎡、他1筆、計、13,821㎡。3、許可を受けようとする事由。砂採取のため。4、転用の期間。令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量、砂21,524㎡。7、最大切深。9.8m。8、見取図については、17ページのとおりとなっております。
この案件につきましては、砂採取のため申請があったものです。申請地については、令和2年からの継続地で、今回の申請面積は、13,821㎡となっております。
令和4年12月22日第1地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第177号(2)について説明致します。議案の18ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、

畑、面積 33,703 m²内 2,089 m²、他 6 筆、計、30,586 m²。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量、砂利 79,862 m³。7、最大切深。9.8m。8、見取図については、19 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。申請地については、昨年からの継続地で、今回の申請面積は、30,586 m²となっております。

令和 4 年 12 月 19 日第 1 地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第 5 条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第 177 号 (3) について説明致します。議案の 20 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町○○○○番地○○、○○○ ○○。

借主、中標津町○○○条○○丁目○番地、○○○○(株)、代表取締役社長、○○ ○○。

2、許可を受けようとする土地の表示。○○○○番○、公簿、山林、現況、畑、面積 9,919 m²内 1,520 m²、他 1 筆、計 19,057 m²。3、許可を受けようとする事由。黒墨採取のため。4、転用の期間。令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。黒墨 16,801 m³。7、最大切深、13.1m。8、見取図については、21 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、黒墨採取のため申請があったものです。申請地については、平成 30 年からの継続地であり、今回の申請面積は 19,057 m²となっております。令和 4 年 12 月 19 日第 2 地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第 5 条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4) について、地区推進班から議案の朗読と説明を

お願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 議案第177号(4)について説明致します。議案の22ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

借主、野付郡別海町〇〇〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積9,195㎡内3,222㎡、他3筆、計、19,746㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。5、権利の種類。賃貸借権。6、採取量、砂利12,468㎥。7、最大切深。11.5m。8、見取図については、23ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。申請地については、昨年からの継続地で、今回の申請面積は、19,746㎡となっております。

令和4年12月16日第4地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程6、議案178号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第178号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について提案理由のご説明を申しあげます。25ページをお開きください。
この件につきましては、令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、同年11月28日に全国農業会議所が開催いたしました「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会」において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたところでありまして、この申し合わせ決議の趣旨に則り、令和元年12月18日付で北海道農業会議より、すべての農業委員会において総会での決議の実

施について依頼があったことから、令和2年1月24日開催の第31回総会におきまして、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を採択したところでありますが、北海道農業会議からの依頼において、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年度1回以上の同様の取り組みが求められていることから、令和4年度におきましても、本総会におきまして「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を採択するものです。

（農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議文 朗読）
以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり採決されました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第32回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

（閉会 13時51分）

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月10日

会 長 _____

17番 _____

1番 _____